

地域文教委員会 送付2-6

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書

受付年月日 令和2年3月6日

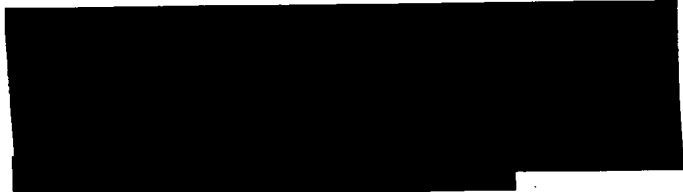
陳情者

## 陳情書

2020年3月6日

千代田区議会議長 小林たかや 様

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める陳情書



日頃の貴区議会のご尽力に敬意を表します。

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189か国中183か国が批准しています。

113ヶ国

条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。

2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。

以上の点から、千代田区議会として政府に対して、意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

